新富町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱をここに公表する。

平成28年２月29日

新富町長　土　屋　良　文

新富町告示第９号

　　　新富町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（事業の目的）

第２条　総合事業は、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等（法第７条第４項に規定する要支援者に相当する者をいう。）に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

　（定義）

第３条　この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業の実施について（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）の例による。

（事業の内容）

第４条　総合事業は、次に掲げる事業とする。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

ア　訪問型サービス（第１号訪問事業）

イ　通所型サービス（第１号通所事業）

ウ　その他生活支援サービス（第１号生活支援事業）

エ　介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）

（２）一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

エ　一般介護予防事業評価事業

オ　地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

第５条　町長は、総合事業を通知別記１第２の１の（１）ア（エ）①（ａ）から（ｄ）まで（一般介護予防事業にあっては、同第２の１の（１）ア（エ）①（ａ）（ｂ）又は（ｄ）に限る。）のいずれかにより行うものとする。

（指定事業の費用）

第６条　総合事業を通知別記１第２の１の（１）ア（エ）①（ｃ）の方法により実施するとき、第４条第１号ア及びイの事業（以下「第１号事業」という。）に要する費用の額は、別表のサービスの種類（以下「サービスの種類」という。）ごとに、別表に定める単位数に１単位の単価を乗じて算出するものとする。

２　前項の規定により第１号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第１号事業支給費の支給）

第７条　第１号事業支給費の額はサービスの種類に応じ、前条にて算出された額の100分の90に相当する額

（２割負担対象者に係る第１号事業支給費）

第７条の２　法第59条の２に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（以下「２割負担対象者」という。）に係る第１号事業支給費について前条中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

（支給限度額）

第８条　省令第140条の62の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第一の質問項目の回答が様式第二に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）の第１号事業支給費の支給限度額は、要支援１の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

２　前項の規定に関わらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、町長が認めた場合は、事業対象者の第１号事業支給費の支給限度額は、要支援２の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第９条　町長は、通知別記１第２の１の（１）ア（コ）③及び④、同第２の１の（１）ア（サ）③及び④の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス等相当事業」という。）を行うものとする。

２　前項に掲げる高額介護予防サービス等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の２の２及び第29条の３の規定を準用する。

（指定拒否）

第10条　法第115条の45の３第１項に規定する指定（以下「指定」という。）については、第12条に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、本町のサービス事業の供給量を超過する場合、その他の本町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

（指定の有効期間）

第11条　省令第140条の63の７の規定により、町が定める期間は、６年とする。

（指定事業者の基準等）

第12条　指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行わなければならない。

（１）訪問型サービス

ア　介護予防訪問介護相当サービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る訪問型サービスを含む。）　省令第140条の63の６第１号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）ただし、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第４号）附則第２条第３号若しくは第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス基準」という。）の第37条第２項中「２年間」とあるのは「５年間」と読み替えるものとする。

イ　事業者が行う緩和した基準によるサービス　町長が別に定める基準

（２）通所型サービス

ア　介護予防通所介護相当サービス（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされたものによる当該指定に係る通所型サービスを含む。）　省令第140条の63の６第１号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）ただし、旧介護予防サービス等基準の第106条第２項中「２年間」とあるのは「５年間」と読み替えるものとする。

イ　事業者が行う緩和した基準によるサービス　町長が別に定める基準

（３）その他の生活支援サービス

町長が別に定める基準

２　法第115条の45の３第１項の指定に関する手続きは、町長が別に定める。

（介護予防ケアマネジメント）

第13条　介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターへ委託するものとし、その委託料は別表に掲げる費用を支払うものとする。

２　町長は、地域包括支援センターから前項に規定する委託料の請求があったときは、必要な審査をした上、支払うものとする。

３　地域包括支援センターは、あらかじめ町長の同意を得たときには、介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業者に委託することができる。

（補助）

第14条　町長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行うものに対して補助することができる。

（指導・監査）

第15条　町長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第13条の規定により委託を受けて総合事業を実施する者及び第14条の規定により補助を受けて総合事業を実施する者に対して必要と認めたときは、指導及び監査を行うものとする。

（総合事業の利用料）

第16条　町長は、総合事業を通知別記１第２の１（１）ア（エ）①（ａ）（ｂ）又は（ｄ）の方法により実施するときは、町長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

　（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　附　則

この告示は、平成28年３月１日から施行する。

別表（第６条、第13条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | サービスの種類 | 単位数 | １単位の単価 |
| 訪問型サービス | 介護予防訪問介護相当サービス | 通知別添１の１に定める単位数 | 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める新富町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。 |
| 通所型サービス | 介護予防通所介護相当サービス | 通知別添１の２に定める単位数 | 10円に単価告示に定める新富町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。 |
| 介護予防ケアマネジメント | 介護予防ケアマネジメント | 通知別添１の３に定める単位数 | 10円に単価告示に定める新富町の地域区分における介護予防ケアマネジメントの割合を乗じて得た額とする。 |